

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	本業務で扱うGISソフトについて、発注者からの指定はございますでしょうか（製品名、バージョン等の指定）	作成するGISデータはWDPAのデータベースに反映させることから、GISデータの作成はWDPAのウェブサイト上から提供されている以下のマニュアルを元に作業を行うことを想定しています。 UNEP-WCMC (2019). User Manual for the World Database on Protected Areas and world database on other effective area-based conservation measures: 1.6. UNEP-WCMC: Cambridge, UK. Available at: <a href="http://wcmc.io/WDPA_Manual">http://wcmc.io/WDPA_Manual</a> <空間データの主な仕様> ・ファイル形式：米国 ESRI 社 shape 形式 ・保護地域毎のマルチポリゴン形式 ・測地系：WGS84 ・文字コード：UTF-8
2	仕様書3.(1)「図面のGISデータ化」について、令和6年度業務で対象とした保護地域については、全てGISデータが整備されているものと理解してよろしいでしょうか。すなわち、「図面のGISデータ化」の作業については、令和6年度業務で扱った保護地域に対して、「追加・変更された地区」や「従来データの境界に著しい不一致がある場合」等に限られるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には、ご認識のとおりで相違ありませんが、仕様書に記載のとおり、下記の場合にGISデータの修正をお願いすることになります。 ・海岸線や行政界等と保護地域の境界の著しい不一致や、指定面積とGIS上の面積に著しい相違がある等、GISデータに明らかな誤りがある場合やUNEP-WCMCから提出するデータの修正等の指摘があった場合は、環境省担当官と協議の上データの修正を行うこととする。 ・令和6年度業務で作成したデータを用いたものであっても、技術的修正が必要と考えられる箇所が発見された場合は、当該箇所について修正を行う。
3	仕様書3.(1)における「自治体の保護地域のデータ」について、令和6年度業務で得られた情報からの「追加・変更」の有無の情報から、全ての自治体にアンケート等で確認する必要があるのでしょうか（或いは追加変更の有無については、発注者に情報が集まる形になっているのでしょうか）。その場合、自治体へのアンケート等調査は受注者が行い、対象となる自治体の窓口（部署・担当者名）と連絡先メールアドレス等については、発注者からご提供いただけるのでしょうか。	ご認識のとおり、すべての自治体の関係制度担当に対して、受注者より送付いただくことを想定しています。 なお、人事異動の状況などが反映されていない令和6年度業務における担当者リストは環境省より受注者へ提供可能です。
4	仕様書3.(1)で対象とする保護地域のうち、環境省と自治体の保護地域を除いた、令和6年度業務で対象とした他省庁所管の保護地域の「追加・変更された地区」については、他の所管省庁から、どこの保護地域が追加・変更されているか発注者に情報が集まり、それを受注者にご提供いただけるのか、受注者が他の所管省庁に（自治体と同様アンケート等により）直接問い合わせ「追加・変更された地区」の情報を入手するのか、いずれでしょうか。	他省庁の追加・変更された地区の情報については、環境省担当より担当部署へ問合せることを想定しています。
5	仕様書3.(6)に関連し、ヒアリング対象者については受発注者協議の上決定とのこと。その他、有識者とのヒアリング日程の調整、ヒアリング資料の作成、ヒアリング結果の整理（記録簿の作成と課題の整理）については、受注者の作業と理解すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりを想定しております。なお、当該項目に関連して、30by30目標の達成に向けた今後の課題についてより効果的に検討を進めるために、契約変更により当該作業内容に変更が生じる可能性があります。